別表六の二(四)の表を次のように改める。

別表六の二（四）　中小連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

中小連結法人の試験研究費に係る税額控除	試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計）又は（各連結法人の別表六の二(四)付表二「1」の合計）		1	円
	控除対象試験研究費の額の合計額	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2	
		(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3	
		控除対象試験研究費の額の合計額 (2)＋(3)	4	
	中小連結法人税額控除限度額 ((1)又は(4))×12/100		5	
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		6	
	当期税額基準額 (6)×25又は30/100		7	
	当期税額控除可能額 ((5)と(7)のうち少ない金額)		8	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「11の②」）		9	
	当期税額控除額 (8)－(9)		10	
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (7)－(8)		11	
	繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (22の計)		12	
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((11)と(12)のうち少ない金額) ((1)≦((19)、(20)又は(21))の場合は0)		13	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「10の②」）		14	
	当期繰越税額控除額 (13)－(14)		15	
法人税額の特別控除額 (10)又は((10)＋(15))			16	

繰越税額控除の計算に関する明細

前期試験研究費の額に係る合計額の事業年度の	連結親法人事業年度が連結事業年度と異なる場合	試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	17	円
		当該連結親法人事業年度の月数／前連結親法人事業年度の月数	18	
		改定試験研究費の額の合計額 (17)×(18)	19	円
	連結親法人事業年度が連結事業年度と異ならない場合	改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）	20	
	上記以外の場合	試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	21	

繰越中小連結法人税額控除限度超過額の内訳	連結事業年度又は事業年度		前期繰越額	当期控除可能額
			22	23
	平・・ 平・・	別表六の二(四)付表三「25」	円	円
	平・・ 平・・	別表六の二(四)付表三「25」		
	計			(13)

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）